

神奈川狩猟協会内部規程

1. 総則

神奈川狩猟協会の内部規程（以降協会ならびに内規とする。）について、定款の定めのない会員各位の順守する規程として「神奈川狩猟協会内部規程」と定める。神奈川狩猟協会は、非営利法人として税制面で免除されるなど、殆どの活動は年会費および参加会費で賄っていることから、保険面での脆弱があることを承知して活動に協力し、平等・協働を前提とする。以下内規条文

第1条 神奈川狩猟協会会員の狩猟犬の飼育責任

- (1) 神奈川狩猟協会の狩猟並びに駆除活動において使用する狩猟犬について、飼育責任は、飼育者個人と神奈川狩猟協会本部にて飼育している狩猟犬については、神奈川狩猟協会代表理事をもって、飼育責任者とする。
- (2) 飼育にかかわる諸費用は、会員飼育者個人が支払うものとする。
- (3) 神奈川狩猟協会本部で飼育する狩猟犬は、神奈川狩猟協会の会費から諸費用を支払うものとする。
- (4) 狩猟犬飼育に当たり、運動不足によるストレス、肉の生食による凶暴性の発達を極力抑制する。
- (5) 不必要に日本犬犬種およびテリア系犬種を飼育しない。これら犬種を飼育する場合は、必ず事前に協会に相談する。
- (6) 狂犬病ワクチン接種と登録を必ず行う。実施した証書の写しを協会へ提出する。
- (7) ヒラリア予防を行う。

第2条 協会では会員の狩猟犬を狩猟及び駆除活動で使用する場合の使用責任

- (1) 巻き狩り（組猟）で狩猟もしくは、駆除活動で使用する会員の狩猟犬の使用責任は、飼育者ではなく一般会員が使用責任を負うものとする。
- (2) 狩猟及び駆除活動で使用する狩猟犬の訓練・運動は、狩猟活動及び駆除活動に参加する会員の使用責任として月1回以上参加協力する。
- (3) 狩猟活動もしくは、駆除活動、訓練、運動において発生した狩猟犬による賠償責任及び医療費用については、一般会員の均等負担とする。
- (4) 狩猟活動及び駆除活動に参加する「狩猟見学参加者」「解体見学参加者」「狩猟ノウハウ講習参加者」「他講習会参加者」については、使用責任を負わない。
- (5) 罾猟、銃猟に参加する一般会員全てが、狩猟犬の事故・災害に関する諸費用を積立金として、3月末までに指定口座へ振り込む。
- (6) 狩猟並びに駆除活動で狩猟犬を使用する場合、狩猟犬の回収は責務であり、勢子を除く一般会員全員が協力する。
- (7) 狩猟犬の紛失・死亡は、会員の使用責任として取り扱うこととする。

第3条 会員会費規程

- (1) 会員年会費及び狩猟参加費等の決定は、正会員による議決により過半数をもって決定する。
- (2) 参加会費の決定は、神奈川県狩猟協会代表理事により決定し、正会員の出席する総会で変更がある場合再決定することができる。
- (3) 年会費の使途は、協会の維持費として、主に協会事務所経費、労務費、諸材料購入資金、運用する車両経費とする。
- (4) 会員参加会費の使途は、主に諸材料購入資金、協会事務所で育成している狩猟犬の維持・管理、および事務職の労務費とする。
- (5) 狩猟犬の第三者賠償責任が発生した場合の金銭及び労力については、使用責任のある、一般会員により均等に金銭は徴収、労力は提供されるものとし、会費等からの支出はしない。
- (6) (5)の使用責任は、見学講習参加者、解体見学参加者、狩猟ノウハウ講習参加者を除く。
- (7) 以上協会運営に関する会費以外の各種保険料・狩猟登録税・県証紙代については、別途とする。
- (8) 狩猟税の免税を受ける会員は、駆除要員要件を満たした会員であり従事者証を発行され、活動実績のある会員とする。ここで言う要件とは、駆除要員講習の受講及び上級救急救命講習の修了者を言う。また、第1種銃猟を所持する会員は、協会の主催する射撃会に年2回以上の出席実績があること、駆除活動(罟駆除)に年複数回以上参加した会員とする。

第4条 罟部会を設置する

- (1) 罟部会に加入する会員は、協会が定める駆除要員資格、活動実績等をもって狩猟税の免税などを受けることができる。
- (2) 罟部会会員は、狩猟税免税を受ける会員は駆除活動に原則、月1回以上の参加を義務付ける。
- (3) その他、駆除活動に必要な事象が生じた場合は、協会から依頼する。
- (4) 罟部会で活動する会員の労務費は、原則ボランティアとする。

第5条 駆除活動などでの事故・災害時の保険について

- (1) 認定鳥獣捕獲等事業者の活動において、収益事業としての活動については、事前に労働基準監督署に労災申請手続きを申請し、適用された労災保険より支払うものとする。
- (2) 収入のない事業活動については、ハンター保険では傷害保険の範囲で支払うものとする。
- (3) 狩猟期の狩猟活動における個人の自己・災害にかかわる傷害保険については、協会加入の団体ハンター保険加入者は加入する傷害保険から支払う。駆除要員として活動する一般会員は、個人傷害保険に加入し障害保険から支払う。罟保険及び個人傷

害保険料を毎年3月中旬に支払う。協会加入の団体罾保険及びハンター保険に加入していない会員は、協会からの保険金などは、協会の過失有無にかかわらず一切支払いがないものとする。

第6条 協会機密事項の無承諾使用禁止及び無承諾漏洩の禁止。

- (1) 協会機密事項とは、狩猟にかかわる狩猟者立ち位置、使用する用語、無線バンドその他協会が機密事項と定めたもの。
- (2) 機密事項を知りえた会員及び退会者は、集合して協会の使用する狩猟及び駆除活動エリア内の協会の承諾なしでの立ち入りを禁止する。
- (3) 機密事項取り扱いに違反した場合の罰則を設ける。退会後も罰則の適用を受けるものとする。
- (4) 罰則として、協会運営の重要な財産としての価値に見合った金額を請求できる。

第7条 退会について、定款第8条の2における退会時14日前までに会長に申し出て、任意に退会することができる。この条文における会長に申し出る書式を協会所定様式の「退会届」様式を使用することを必須とする。退会の自己判断は定款の通り任意とする。退会届が受理されるまでの期間の年会費及び狩猟参加費は未履行の義務として取り扱い支払いが生ずる。年度末における退会は、12月15日付の退会届提出12月29日までに退会届が協会へ届くこととし、それ以降の提出は次年度分の扱いとする。次年度分の退会届については、次年度分の年会費納入が生じる。

退会時は退会届及び林道通行許可証、狩猟登録証（免税適用者）、火薬類無許可譲受票（免税適用者）は必ず添付する。退会届が提出されない場合は、本規程を全て承諾したものとし、未履行の義務として年会費などの納入について退会届が提出され、受理されるまでの期間納入義務が生じる。

第8条 協会文書所定様式として、入会申込書、退会届、協会会員資格継続申請書を使用することとする。

平成31年3月3日 制定
令和2年3月15日 改定
令和3年12月15日 改定
令和5年2月12日 改定
令和6年2月10日 改定